

野田市火災予防条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 48 号

野田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

野田市火災予防条例施行規則（昭和 37 年野田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「14 日」を「60 日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、消防長が適当な改修の計画がある等の事情があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。